

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
入会林野整備計画の適否の決定
道路の位置の指定
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
道路交通の規制に関する規程の一部改正
- ◇ 公 告 行政書士試験の実施
職業訓練指導員試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十五年八月十五日	松 田 医 院	倉吉市新町三丁目一〇八三

鳥取県告示第六百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十五年八月十六日	松 田 医 院	倉吉市新町三丁目一〇七八	松 田 伸

鳥取県告示第六百十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	昭和四十五年九月一日	名 称	鳥取生協病院附属大森診療所	所在地	鳥取市西品治
-------	------------	-----	---------------	-----	--------

鳥取県告示第六百十八号

気高郡鹿野町小別所入会林野整備組合長気高郡鹿野町小別所一九三番地井上信男から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年九月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
森谷大曠若林入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年九月八日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年八月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市上井町一丁目一ノ二二三 有限会社 道家不動産 代表取締役 道家 貢	倉吉市下田中字東新添七〇三ノ六の一部 七〇四ノ二 七〇五ノ二 七〇七ノ三 七〇八ノ三 七〇九ノ四 七一一ノ三八 七二一ノ一四	幅員 四・五〇メートル 延長 七六・二〇メートル

鳥取県告示第六百二十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年九月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方町三丁目一六六 有限会社 夏目不動産 代表取締役 夏目 恵一	鳥取市滝山字越塚ノ上四一八の一部 四一九〃 四二〇〃 四二一ノ一〃 四二一ノ三 四二二ノ一の一部 四二二ノ四〃 四二六ノ一〃 四二七ノ一〃 四二八ノ一 四二八ノ四 四二一ノ一地先農道 四二二ノ四〃 四二七ノ一地先水路敷 四二六ノ一〃 四一九地先水路 四一八〃	幅員 五・一〇メートル 延長 三六二・〇〇メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規

定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年九月十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内（県庁七階） 鳥取県公安委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市東福原一一一〇の三 粟 田 健 一

鳥取県公安委員会告示第四十四号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年九月八日から施行する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第二の一中12を13とし、1から11までを一つづつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。

- | | | |
|---------|--------|------|
| 1 一般国道五 | 東品治町八四 | 智頭街道 |
| 三号 | 番先から富安 | 踏切方向 |
| | 二一九番二先 | から美保 |
| | までの間 | 橋方向 |
| | | 車両 |
| | | 終日 |

別表第二の一の13の次に14として次のように加える。

13 市道駅南四 富安二一九番
道線南一〇番 治町六九番
号線南二七番 八先を縫て同五
の四番先まで
七〇〇
向美保橋方
本前海から日
社鳥取を新経
立鳥取市
病取方
院取方
車両 終日

別表第十一の一の39を次のように改める。

40 鳥取市の管 賀露町一、七
路に係る道 先から同九六
七五七番八町〇
八先までの間
〃 〃 〃
八時から二〇時
で八月十日まで
八月十日までの
八時(七月十日)の
止間(に)つ(て)は
止し(な)す(。)

別表第十一の一の38の次に39として次のように加える。

39 市道駅南二 東品治町八四
七号線南一〇番 二九二番五先
道線南四二市 ちまでの間
道線南四二市 ち北側及び東
号線南四二市 側
七〇〇 車両(二
七〇〇 輪の(二
を(の)ま(の)終
を(の)ま(の)日

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和45年9月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 行政書士試験の日時及び場所

- (1) 日時 昭和45年10月2日 午前10時から
- (2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 行政書士試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう。
なお、(1)及び(2)については択一式による。

- (1) 行政書士の業務に關し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和45年9月8日(火)から昭和45年9月22日(火)までとする。郵便による場合は、昭和45年9月22日(火)までに到着したものに限る。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した

上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課あて提出すること。

なお、受験願書を受理した者に対しては受験票を交付する。

6 行政書士試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のおり実施する。

昭和45年9月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験実施職種

職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第37条第1項に規定する免許職種のうち溶接科、電子科、自動車整備科、測量科、ボイラ科、無線通信科、事務科及びタイプロ科について行なう。

2 受験資格

免許職種ごとにそれぞれ次の表に掲げる資格を有する者

免許職種	資格
溶接科	ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）による特別ボイラ溶接士

電子科	電波法（昭和25年法律第181号）による第1級無線技術士
-----	------------------------------

自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による第1級四輪自動車整備士、1級二・三輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジェット自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士
--------	---

測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士
-----	-------------------------

ボイラ科	ボイラ及び圧力容器安全規則による特級ボイラ技士及び電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）によるボイラー・タービン主任技術者
------	--

無線通信科	電波法による第1級無線通信士
-------	----------------

事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験の合格者
-----	---

タイプロ科	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行なう和文タイピストに関する1級の技能検定又は英文タイピストに関するA級の技能検定の合格者
-------	--

3 欠格者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁治産者又は準禁治産者

<p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験の科目 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理及び生活指導）</p> <p>5 試験の実施期日及び実施場所 昭和45年11月20日（金） 倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所会議室</p> <p>6 集合時間及び携行品 集合時間 午前10時 携行品 筆記用具及び受験票</p> <p>7 受験申請の手続 (1) 提出書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書（受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。） イ 履歴書 ウ 戸籍謄本又は戸籍抄本 エ 写真（申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のライカ型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） オ 受験資格を有することを証する書面 (2) 書類の提出先 鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部職業安定課</p>	<p>(3) 書類の受付期間 昭和45年10月1日から昭和45年10月31日まで（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期間の最終日の消印のあるものは有効とする。）</p> <p>(4) 受験手数料及びその納付方法等 ア 受験手数料 1,000円 イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>(5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。</p> <p>8 合格者の発表 合格者の氏名は、昭和45年12月中旬に鳥取県公報で発表するとともに、合格者に通知する。</p> <p>9 その他 不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課（電話（鳥取）22-7111内線323）に問い合わせること。</p>
--	--

昭和四十五年九月十五日第三種郵便物認可
発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 【定価一冊一箇月三箇月（送料を含む。）】